

青梅市市民ホールに関する懇談会設置要綱

1 設置

東青梅 1 丁目地内諸事業用地等の利活用における主要な施設の一つである市民ホール（以下「市民ホール」という。）に関する事項の検討に当たり、市民、利用者、有識者等の意見を幅広く取り入れることを目的として、市民ホールに関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について、必要な意見交換等を行う。

- (1) 市民ホールの機能や形態に関すること。
- (2) その他市民ホールに関すること。

3 組織

懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員 13 人をもって組織する。

- (1) 文化・芸術に造詣の深い有識者 4 人
- (2) 青梅市文化団体連盟から選出された者 1 人
- (3) 青梅市文化交流センター生涯学習コーディネーター 1 人
- (4) 青梅商工会議所から選出された者 1 人
- (5) 市民代表 6 人

4 会長および副会長

- (1) 懇談会に会長および副会長を置く。
- (2) 会長および副会長は、委員が互選する。
- (3) 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

6 意見の聴取等

会長は、懇談会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

会長は、懇談会の経過および意見等を取りまとめた結果を市長に報告する。

8 任期

委員の任期は、委嘱の日から前項の規定による結果の報告のあった日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

9 庶務

懇談会の庶務は、企画政策担当課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会が定める。

11 実施期日等

この要綱は、令和2年6月23日から実施し、第7項の規定による結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。